



申請枠区分

通常枠

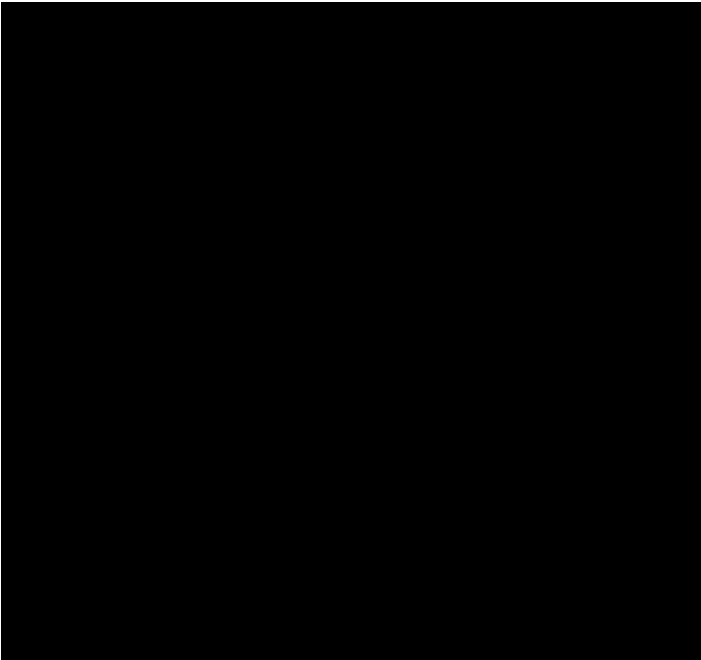
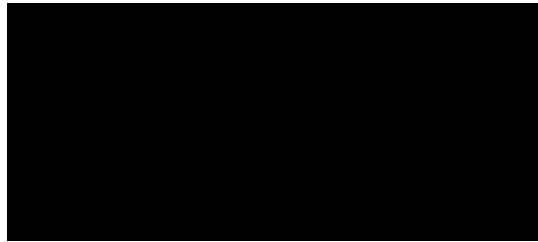
申請ステータス

年度2025 年

年度回数1

回/次回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■ 申請団体に関する記載

[申請団体の名称]

特定非営利活動法人エディック

団体代表者 役職・氏名

理事 小泉貴子

分類

既存採択団体

法人番号

100150001090

団体コード

申請団体の住所

東京都渋谷区東一丁目1番36号キタ・ビルデンス402

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2. 連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3. コンソーシアム情報

(1) コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人北海道エンブリッジ	浜中裕之	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約事に反したことにより、決定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを結成する。
2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2) 公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3) 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4) 情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5) JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	高校生・若者と地域の起業を増やす社会基盤形成プロジェクト			
	事業名（副）	若者が環境に左右されず事業を生み出せるようになる「実践型起業支援モデル」の展開			
	団体名	特定非営利活動法人エティック	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業				
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	高校生・若者が地域、経済状況、性別、生活環境などに左右されることなく、自ら考え行動するアントレプレナーシップ教育を受けられる環境を整備する。興味・関心を起点に事業づくりを通じて社会と接続し、実践的な経験を通じてアントレプレナーシップを育む機会を拡充する。これにより、高校生・若者の自己理解と社会参加を促進し、多様な挑戦が生まれる教育基盤および社会基盤を醸成する。
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	多様な若者が個々の興味・関心を起点に事業づくりに取り組むことで、特定分野に偏らない多様な産業が形成される。大手企業や公共事業など既存産業に過度に依存することなく、小規模でも新たな事業が多数生まれることで、経済のレジリエンスが向上する。これにより、生産活動や雇用創出の基盤が広がり、創造性とイノベーションを発揮する人材の輩出が推進される。また、支援した若者が直接起業を選択しない場合でも、起業家精神（自ら考え行動する思考・行動特性）を備えた人材が育成されることで、地域企業の成長を支える人材基盤の強化にも寄与する。

9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	現在の我が国では、首都圏を中心とした都市部に起業機会が集中する一方で、地方や経済状況・生活環境が不安定な地域では、アントレプレナーシップ教育に触れる機会が限られている。日本の誰もがどのような環境にいても起業という選択肢にアクセスでき、挑戦を支えられる環境を整備することで、公平な挑戦機会を構築する。若者が事業を通じて自身の興味・関心を社会と接続し、次の社会を担う循環を生み出すことで、持続可能な環境の整備に寄与する。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	企業、自治体、教育機関、VC、財団など多様な主体と連携し、高校生・若者に対する起業支援体制を構築する。実行団体は、若者の状況に応じて地域内外のリソースを結び付ける役割を担う。若者の興味・関心から生まれる事業は、その内容や活動環境も多様であり、事業フェーズに応じた柔軟な支援が求められる。多様な主体が経験や資源を持ち寄り、相互に学び合い連携を深めることで、地域におけるパートナーシップを育み、持続可能な支援基盤を形成する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
変革の現場に挑む機会を通じて、アントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材を育成するとともに、創造性と活力にあふれ、互いに支え合いながら課題が自律的に解決されていく社会・地域の実現を目指している。若者が自ら社会に働きかけ、事業を生み出す起業家型リーダーの育成に取り組み、1900名以上の起業家を輩出・支援してきた。これらの経験を基に、起業支援を通じた地域のエコシステム形成にも取り組んでいる。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
1993年に学生起業家ネットワークとして活動を開始。97年からは、ベンチャー企業やNPOに学生が参画する長期実践型インターンシップを事業化。2001年には、日本初の社会起業ビジネスプランコンテストや大手企業と連携した社会起業塾を手がける。04年からは地域中間支援組織の育成を目的としたチャレンジ・コミュニティ・プロジェクトを開始。全国各地計42団体に対して地域と若者を結び付ける団体の事業支援を行う。	

Ⅱ.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域			
直接的対象グループ	・高校生・若者を対象とした起業家教育の推進に取り組もうとする団体とその職員。 ・地方創生や教育格差、相対的貧困など特定のテーマで若者の支援を行っており、若者のキャリア支援や自立支援、アントレプレナーシップ教育に関心を持っている団体とその職員。					(人数)	5団体・職員25名	
最終受益者	（中間受益者）地域格差や年齢、相対的貧困などの理由により、起業という選択肢にアクセスしにくい高校生・若者が、自身の興味や関心などを軸に有形・無形に限らずプロダクトをつくり社会に売り出す経験を積む。 （最終受益者）中間受益者の取り組みを知り、同様の境遇にある高校生・若者が、新たな進路や挑戦の選択肢を得る					(人数)	（中間受益者）本事業を通じて、小規模な事業を立ち上げる高校生・若者：100名 （最終受益者）本事業を通じて生まれた支援事例の周知により、新たな進路や起業の選択肢を得られる若者：10,000名 ※報告会や高校・大学の授業などで事例を知る高校生・若者の数	

事業概要	本事業では、地域、年齢、経済状況、生活環境に左右されることなく、誰もが起業という選択肢にアクセスできる環境を構築する。実行団体は、日々の取り組みからそれぞれ設定したテーマ（地域格差、相対的貧困など）に基づき、対象とする若者の状況を分析、起業支援プログラムとともに支援体制を構築する。プログラムは3か月以上とし、高校生・若者が自らの興味・関心を起点に有形・無形のプロダクトを構築し、期間内に100円以上の売上を達成することを支援する。ビジネスプランの作成にとどまらず、自らの興味・関心をカタチにして社会と接続することで起業家精神を育むとともに、小さくとも多様な事業モデルが形成されることで、社会におけるイノベーションの源泉を生み出す。 また、実行団体は設定したテーマに応じて自治体・企業・支援者を募って支援コミュニティを形成し、対象者が支援を受けられるインキュベーション機能を構築する。さらに、当コンソーシアムが持つ首都圏の人的ネットワークや資本を各実行団体と接続し、都市・地方間連携、実行団体間連携、地元自治体・大学・企業との協働を推進する。これにより、様々な環境にいる高校生・若者に起業支援を届けるネットワークが醸成され、多様なビジネスモデルを支援する持続可能なエコシステムを構築する。経済状況や生活環境にかかわらず、誰もが自らを起点に事業を起こし、キャリアを築く選択肢を得られる社会を実現する。
600/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	958/1000字
世界的な調査であるGlobal Entrepreneurship Monitor（GEM）によれば、国民100人当たりの起業活動率（TEA）は、先進国平均12.6％に対し、日本は6.1％と半分以上にとどまり、先進国の中でも下位に位置している。特に若年層においては、各国で10～20代が起業活動のボリュームゾーンを形成しているのに対し、日本では相対的に最も低く、次世代を担う層の起業意欲の低さが大きな課題となっている。 起業活動率は単なる経済指標にとどまらず、地域経済の柔軟性や社会的・文化的価値の創出にも直結する重要な指標である。GEM調査では、若者の起業活動率が低い要因として「ロールモデルの不在」「挑戦機会の不足」「知識や経験を積む場の欠如」が挙げられ、特に地域間格差や経済・生活環境による格差が、起業という選択肢へのアクセスを阻害しているとされる。 現状、若年層向けの起業支援施策は多数存在するものの、多くはビジネスプランの作成支援にとどまり、事業運営に向けた実践的支援は乏しい。起業活動率の低さは、こうした実践機会の不足にも起因している。また、支援は地域単位で個別に行われており、地方と都市部、地域間での連携も不十分である。地方単独では起業に必要な資金・ネットワーク・人材の集積が難しく、地域間で連携し規模を生み出すことで、首都圏などへの影響力を高める必要がある。 本来、起業は個人の自立・創造・選択の力を強化し、社会の多様性と柔軟性を支える基盤である。大企業や公共事業などに依存しすぎることなく、個々人が興味・関心を起点に多様な事業を生み出すことで、経済の多様性が担保され、予測して生み出すことが困難なイノベーションの源泉にもつながる。現在の日本では、起業機会が都市部に集中し、地方では挑戦する若者がマイノリティとなり孤立しやすい。こうした構造的な格差を是正し、すべての若者が興味・関心を起点に社会に働きかける挑戦ができる環境整備が求められる。 本事業は、若者の起業活動を支援する団体を設定テーマごとに拡大し、地方と都市、地域間をつなぐ起業支援ネットワークを構築する。これにより、経済的機会の損失や社会的自立機会の不平等を是正し、起業文化を社会基盤として根付かせ、持続可能な社会の実現に寄与する。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	190/200字
行政による起業支援は、ビジネスプラン作成支援を中心に展開されており、実践的な事業運営機会は限定的である。またスタートアップ支援や生成AI活用など出口から逆算するアプローチが主流となっているため、多様な若者が参加できる環境が整っていない。施策は都道府県単位で実施され、若者の経済状況や生活環境といった個別課題に対応する仕組みは少なく、起業支援者間や地方と都市間の連携も途上にある。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
当団体は、3か月でプロダクトを開発し売上を立てる実践型起業支援に取り組んできた。北海道「mocteco」や首都圏「MAKERSUniversity」など起業支援プログラムを連携させ、2018年から北海道では74名が参加、54％が売上を達成し19社が法人化。若者たちの年間売上総額は6億7,000万円に達する。連携する全国51団体のネットワークでは若年層を中心に15エリアで創業支援を実施している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	174/200字
起業という自立・創造・選択の機会は、本来すべての国民に等しく保障されるべきものであり、地域や経済状況、年齢によって左右されるべきではない。休眠預金等交付金という公共性の高い資金を活用することで、特に環境整備が必要な若者に対して、地域格差や環境格差の是正と挑戦の多様性を確保することで、社会全体の持続的発展に寄与する意義深い取り組みになると考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
本事業を通じて、多様な背景を持つ若者が自らの興味・関心を起点に実践的な起業経験を積み、誰もが環境に左右されずに起業という選択肢にアクセスでき、挑戦が文化として根付く地域社会を形成する。中長期的には、起業に取り組む若者の裾野が広がり、既存産業の活性化や地域課題に根ざした新たな価値創造が促進され、持続可能なイノベーションの基盤となる。さらに、自治体、企業、教育機関、投資家などが取り組みに参画し、支援と連携のエコシステムが推進される環境が整い、地方と都市部、地方と地方などが連携し、双方にイノベーションを生み出す好循環の確立を目指す。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【多様な若者の起業挑戦機会の拡大】 経済状況や生活環境にかかわらず、高校生・若者が自らの興味・関心をもとに起業に挑戦できる環境が整備され、挑戦の関口が広がる。		①支援プログラムにエントリーした若者数 ②売上を達成した若者の割合 ③経済的・社会的背景（家計状況、出身地域など）の多様性指標（例：地方出身比率、生活困難層比率、男女割合） ④実践型起業支援プログラム修了率		①74名 ②54% ③未調査 ④100% ※北海道の現在の取り組みを初期値とする。			①234名 ②50% ③未調査 ④100%
【地方と都市部をつなぐ起業支援ネットワークの形成】 地方・都市部双方の資本・人的資本が循環するネットワークが形成され、地域格差を超えた挑戦機会と支援基盤が生まれる。		①地方・都市部間で越境して連携した起業支援プロジェクト数 ②支援対象者同士でのコミュニケーションの機会 ③地方-都市部間で行われたネットワーキングイベント数・参加者数		①5件 ②5件 ③0人			①50件 ②50件 ③150人
【持続可能な地域エコシステムの構築】 若者を支える自治体・企業・大学・投資家など多様なステークホルダーが連携し、起業家教育・支援が地域に根付くエコシステムが醸成される。		①地域における起業支援ステークホルダー数（自治体、企業、大学、金融機関など） ②自治体・大学等からの協賛・寄付件数 ③起業支援に関わるローカルパートナー数 ④実行団体の自己資金比率向上率（助成金依存度低下）		①10社 ②5件 ③20名 ④0%			①60社 ②40件 ③100名 ④60%
【若者による新たな価値創出とイノベーションの促進】 実践型支援を受けた若者が新たな事業を立ち上げ、地域課題の解決や既存産業の活性化につながるイノベーションが生まれる。		①起業家による事業創出数（プロトタイプ→事業化まで進んだ数） ②売上を達成した事業の割合・売上総額 ③地域課題解決型ビジネス創出数（社会課題テーマ別件数）		①25件 ②6億7,000万円 ③19社			①100件 ②8億2,000万円 ③40社
【起業文化・挑戦文化の社会的定着】 起業や挑戦が特別な選択肢ではなく、身近で当たり前の選択肢として社会に広がり、将来世代にわたる挑戦を支える文化が定着する。		①支援プログラムへの申込数の推移（応募件数） ②イベント参加など応援者の意識変化（アンケート調査による起業肯定率） ③事例発信・メディア掲載数 ④支援を受けた若者のうち「次世代支援」に関与した人の割合（メンター就任、後輩支援参加など）		①倍率3倍 ②未調査 ③5件 ④3名			①倍率3倍 ②前向きな兆候が8割 ③25件 ④30名

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1. 実行団体の支援力・スキル向上 ・起業支援プログラムの設計・運営能力が向上する ・支援対象者への伴走・育成スキルが強化される		①実行団体スタッフの研修参加率 ②支援プログラム設計・実施済み団体数（設計完了・運営開始した団体数） ③起業支援プログラム設計・運営に関する自己評価スコア（事前・事後比較） ④支援対象者（若者）による実行団体の支援満足度（アンケートによる）	①0％ ②0件 ③0 ④0				①80％ ②5件 ③80％ ④80％
2. 若者の行動変容・挑戦促進 ・若者が自らの興味・関心に基づき事業構想に着手する ・実践（プロトタイプ開発・売上獲得）に向けた行動が生まれる		①事業構想・ビジネスプラン着手者数 ②プロトタイプ開発完了率 ③売上獲得達成率（100円以上の売上達成者の割合） ④支援期間後も発展・継続するプロジェクト件数	①0件 ②0件 ③0％ ④0件				①100件 ②75件 ③50％ ④50件
3. ネットワーク・連携基盤の形成 ・実行団体間の相互学習・連携が活性化する ・地域の企業・自治体・教育機関等との協働体制が整う		①実行団体間で実施された合同活動・学び合いの回数 ②地域ステークホルダー（企業・自治体・教育機関）との連携締結数 ③地域ステークホルダーとの協働プロジェクト数	①0回 ②0件 ③0件				①4回/年 ②10件/1団体あたり ③2件/1団体あたり
4. 支援成果の可視化・発信力向上 ・若者の挑戦や支援活動が可視化され、情報発信が促進される ・成果事例が蓄積され、社会への認知・共感が高まる		①若者の挑戦事例・支援活動の公開件数（ウェブ記事、レポート、動画など） ②プログラム関連SNS・メディア掲載件数 ③成果報告会・事例発信イベントの開催数・参加者数	①0件 ②0件 ③0回				①15件/年 ②30件/年 ③2回/年
5. 持続的支援に向けた土台づくり ・ステークホルダー（企業、自治体、投資家等）との関係構築が進む ・自主財源確保に向けた準備・取組が開始される		①関係構築した新規ステークホルダー数（企業・自治体・投資家） ②自治体・企業からの協賛・寄付獲得件数・金額 ③自主財源確保に向けた事業計画・資金調達計画の策定件数	①0件 ②0円 ③0団体				①10件/1団体あたり ②300万円/1団体あたり ③5団体

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業活動0年目 ・想定する若者の起業事例を踏まえたオンライン事業説明会の開催 ・実行団体の選定（個別評価および団体間連携による相乗効果の検討） ・高校生・若者の経済状況や生活環境に関するアセスメントの実施と課題抽出 ・抽出された課題に基づく集合研修および個別支援方針の策定 ・事務手続きおよび社会的インパクト評価に向けたオリエンテーションの実施 ・本事業に関するオンラインフォーラムの開催とステークホルダーへの周知	2025.10-2026.3	207/200字
事業活動1年目【事業実施】 ・各実行団体による実践型起業支援プログラムの開催概要の確定 ・各実行団体は起業支援プログラム名やロゴを作成し発信することで、事業終了後の持続性を高める。 ・対象人材に向けた高校・大学・関連機関等への周知活動の実施 ・エントリーした高校生・若者への個別面談および支援対象者の選抜（年間10～15名） ・起業支援を行うステークホルダー（企業、金融機関、自治体等）の開拓	2026.4-2026.9	196/200字
・主に9月～12月にかけて3か月間プログラムを実施。プロトタイプを作成し、100円以上の売上を達成することを目指した支援を行う（達成率50％程度を目標） ・実施時期を同一にすることで、地域間連携・地方と都市間連携を推進する。 ・支援対象者の属性に応じた支援体制の構築（伴走者の決定、定期面談・研修、報告会の開催） ・実行団体および支援対象者合同での勉強会・研修の実施 ・事例報告会の開催	2026.9-2027.3	193/200字
事業活動1年目【事業評価】 ・評価フレームワークの詳細設計 ・中長期アウトカム・短期アウトカムおよび出口戦略初期仮説に基づく中間事業評価の実施	2026.4-2027.3	71/200字
事業活動2年目【事業実施】 ・1年目の事業実施内容を改善し、継続実施 ・1年目に生まれた成果を基に、自治体・財団・連携機関との関係構築を強化 ・出口戦略の策定および資金提供者に関する仮説設計と開拓の開始（地域・首都圏） ・同様の課題を抱える高校生・若者に向けた事例共有の実施（WEB、SNS、対面イベント等）	2027.4-2028.3	154/200字
事業活動2年目【事業評価】 ・1年目の評価結果を踏まえた評価フレームワークの見直し・更新 ・中長期アウトカム・短期アウトカムおよび出口戦略仮説に基づく最終事業評価の実施	2027.4-2028.3	85/200字
事業活動3年目【事業実施】 ・2年目の事業実施内容を改善し、継続実施 ・高校生・若者の経済状況や生活環境に関する具体的課題の抽出と対策の検討 ・実践型起業支援を持続可能に推進するエコシステムの構築（ステークホルダーの役割規定） ・地域・首都圏における起業協賛、個人寄付、遺贈寄付等を基盤とした資金モデルの確立	2028.4-2029.3	154/200字
・最終成果報告会の実施 ・エンジェル投資家、VC、篤志家など多様な資金提供者の確保と若者事業への資金循環モデルの構築 ・休眠預金の活用継続および出資型モデルへの移行検討	2029.1-2029.3	84/200字
事業活動3年目【事業評価】 ・実行団体、プログラム参加高校生・若者、エコシステムそれぞれに対する評価指標の整備 ・短期アウトカムの整理および中長期アウトカムの再設計	2028.4-2029.3	83/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援		時期
事業活動1年目【支援基盤構築・マインド形成】 ・実行団体向け起業支援プログラム設計研修（支援設計・伴走スキル向上） ・若者対象の起業マインドセット研修（関心整理・ビジョン構築） ・実行団体間の情報共有・相互学習ミーティング（月1回のオンラインラウンドテーブル） ・ロールモデル起業家とのトークセッション・ピッチ講習会 ・コミュニティ運営スキル研修（若者を支える支援コミュニティ形成） ・起業支援活動の可視化・発信力向上研修（SNS発信・ストーリーテリング）	2026.4-2027.3	228/200字
事業活動2年目【実践ブラッシュアップ・連携強化】 ・実践型支援プログラムのブラッシュアップワークショップ（1年目実績を元に設計改善） ・資金調達・事業成長支援スキル研修（クラウドファンディング、VC連携等） ・ステークホルダー連携推進ワークショップ（自治体・企業・大学との連携促進） ・支援対象若者向け事業化推進ブートキャンプ（短期集中型事業磨き上げ） ・社会的インパクト評価の基礎研修（成果の見える化） ・ネットワーク拡張・首都圏連携セッション（地域-都市部接続支援）	2027.4-2028.3	235/200字
事業活動3年目【持続可能なエコシステム化・次世代育成】 ・エコシステム設計・運営ノウハウ研修（持続的支援体制の形成） ・先進事例視察・学び合いプログラム（地域間交流・他地域ベストプラクティス視察） ・起業支援リーダー育成プログラム（次世代支援人材の育成） ・事例発信・メディアトレーニング（成功事例の広報・発信強化） ・資金提供者とのマッチング支援プログラム（エンジェル投資家・篤志家等との連携強化） ・実行団体同士のクロスレビュー＆評価セッション（他団体による事業改善支援）	2028.4-2029.3	238/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・ETIC.メールニュース（約3万人）やSNS（約1万いいね）での発信による取り組み認知拡大 ・企業や自治体・地域中間支援組織が集うETIC.主催の各種イベント内でのプロジェクト発信（年間およそ2万人） ・成果報告会への企業・自治体・地域中間支援組織およびメディア関係者の招待	138/200字
連携・対話戦略	・定期ミーティングやピアレビューを通じた実行団体間の学び合い、テーマ別ワークショップや地域ごとのエコシステム設計支援を実施する。外部専門家による助言や成果ドキュメントの共有により、地域特性を活かした持続可能な支援体制を構築する。全国フォーラムを開催し、成果発信と広域連携を推進する。	141/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業を通じて、事業化に成功し、自律的なキャリアを形成する高校生・若者の事例を積み重ねる。これにより、首都圏・都市圏の企業が関心を持ちながらアクセスできていなかった地方のビジネス情報を可視化し、支援の接続機会を創出する。また、これまで当団体が培ってきたネットワークを基に企業協賛・個人寄付を募り、継続的な資金調達基盤を構築する。さらに、事業化した起業家への出資を通じて資金支援を行い、事業成長時には次世代への恩送りの仕組みとしてキャピタルゲインが循環するモデルを整備する。また、自治体や大学等からの受益者負担による課金モデルも実施。本事業に取り組む地域や・団体を増やしながら、ネットワーク運営に必要な資金を多様な手段で確保し、持続可能なエコシステムを形成することを出口とする。	338/400字
実行団体	本取り組みを先進的に進めるNPO法人北海道エンブリッジでは、主に地域企業からの協賛金、月額制個人寄付（サブスクリプションモデル）、クラウドファンディング、地域財団からの寄付を基にプログラム運営を行っている。そのため、他地域においても地域や業界において起業家教育を展開し、それを応援するステークホルダーを特定、活動状況や成果を継続的に発信することで、資金提供者としての関係構築を図るモデルが可能であると考ええる。さらに、自治体、大学、企業、遺贈寄付など多様な収入源を確保し、コストを分散することで、持続可能な支援体制を整備している。また、地方単独で実施すると限定されがちなインパクトを補うため、全国的なネットワークを活用し、首都圏に向けて地方などマイノリティ層への起業支援を包括的に展開する仕組みを構築する。これにより、資本や人的資本を都市部から地方へ循環させ、持続的な地域経済の活性化を図る。	397/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	757/800字
・2001年にソーシャルベンチャーセンターを設立して以降、民間公益活動に取り組むNPO等（非営利組織）のリーダーを通算1,000名以上サポート。「社会起業塾イニシアティブ（2002年開始）」など創業期の団体に向けた支援のほか、成長拡大期の団体に向けた経営支援、コレクティブな連携を進めるための支援など実施 ・内閣府地域社会雇用創造事業（2010～2011）：2年間で95名の創業期の社会起業家に助成金（総額2億円強）を提供。創業期の支援としては高い事業継続率・成長率。支援団体一覧：http://startups.etic.or.jp/ ・2011年度より寄付金を原資とした東日本大震災の被災地での右腕派遣事業を実施。5年間で150のプロジェクトに対して、260名の右腕人材を1年間派遣（月額15万円を上限とした人件費補助付き）。震災後に生まれた派遣先団体（40団体）の予算規模が2016年3月時点で総額30億円を超える。また派遣した右腕人材の約1割が東北で起業。成果レポート：http://tohoku.localventures.jp/wp-content/uploads/2017/06/LocalInnovatorsDatabook2016.pdf ・2016年の熊本地震を受け、熊本の中間支援組織である一般社団法人フミダスにノウハウ・資金助成（原資は寄付金）をする形で、東北で進めてきた右腕派遣事業を実施。 ・2019年度資金分配団体に採択され「子どもの未来のための協働促進助成事業」を実施。6つの実行団体を採択。事業計画書上の目標を超える成果が期待できる。伴走支援や事務支援、実行団体間交流など実施。 ・みてね基金（ミクシィ）の事務局を受託し、子どもや家族を支援する73団体に9億円を助成（2020～）	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	798/800字
・チャレンジコミュニティプロジェクト（2004～）：経済産業省委託事業により、地域での挑戦の繋ぎ役となる中間支援組織の伴走支援を実施（～2009）。その後も中間支援組織のネットワークとして、年2回の集合研修を実施。加盟団体数42団体。その他、東北復興や、ローカルベンチャー協議会を通じて、全国約80の中間支援組織と連携。 ・震災復興リーダー支援プロジェクト（2011～2020）：避難所リーダーの支援から始まり、被災地リーダーのもとに右腕人材をマッチング。また東北の中間支援組織と、ハリケーンカトリーナからの復興を担うニューオリンズの民間リーダーとの交流プロジェクトを実施。 ・ローカルベンチャー協議会（2016～）：10自治体の広域連携として設立。地方創生交付金を原資に、自治体と地域中間支援組織の連携により、5年間で新規創業・事業270件、売上総額57億円を実現。 ・東北リーダー社会ネットワーク調査（2020）：被災地域でどのように社会ネットワークが形成されたのかを可視化 https://www.etic.or.jp/recoveryleaders/socialnetwork ・災害支援基金（2021～）：熱海市伊豆山の土砂災害を受け、NPO法人atamistaへの後方支援を実施。基金から150万円と日本財団助成を原資に、コーディネート・伴走支援を実施。右腕人材を派遣した地元のお弁当屋によるボランティア活動（高齢者向けの弁当配達・見守り）から、新たにNPO法人が設立。2022年3月の福島地震後、相馬市の復興支援センターMIRAIからの相談を受け、フェリシモを紹介。同社基金からの資金助成を受け、民間ボランティアセンター事業を実施。2022年8月の豪雨災害後に、新潟県村上市のNPO法人都岐沙羅バートナーズセンターを後方支援し、被災した商店街の事業者再建に向けたプロジェクトを開始。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体以上	
(2)実行団体のイメージ	若者のキャリア支援や自立支援、地域活性化に取り組み、地域課題や若者支援の現場を熟知している団体を対象とする。特に、起業に関する情報や機会にアクセスしにくい高校生・若者に対して支援実績を有し、実践型起業支援プログラムの導入に意欲がある団体を想定する。NPO法人、一般社団法人、教育機関、中間支援組織等を含む。当団体が支援してきた全国ネットワーク、社会起業家なども想定。	184/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2,700万円	7/200字
(4)案件発掘の工夫	全国の若者支援団体ネットワークや中間支援組織、教育機関、自治体等と連携し、対象となる団体を広くリサーチする。これまでサポートしてきた全国の若者支援団体ネットワークや中間支援組織、社会起業家への情報提供への直接案内に加え、公募説明会の開催、ウェブやSNSでの情報発信を通じて幅広く周知し、意欲ある団体を発掘する。説明会には実際に支援プログラムを通じて起業した人材を招聘して具体的なイメージを伝える。	198/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・事業責任者：全体のディレクション（ ：ディレクター） ・管理事務局：資金管理・経理・契約等（ ：管理部門） ・プログラム事務局：公募選考・広報・集合研修等の施策企画実施・事業評価（伊藤、小泉、浜中：NPO法人北海道エンブリッジ 代表理事） ・PO：実行団体への伴走支援（ 、小泉、浜中、 ）					154/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	4名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	業務比率20~40%を想定
		既存PO人数	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	業務比率20~40%を想定
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	ETIC.本部の管理部門と連携し、月次での管理チーム会議を実施。予算管理や助成・契約プロセスの確認を行う。また各年度ごとに内部監査を実施し、取り組みの妥当性の確認を行う。また問題が発生した際には、危機管理委員会に報告し、その管理監督のもと、迅速な課題の解決に取り組む。					134/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	高校生・若者と地域の起業を増やす社会基盤形成プロジェクト		
	団体名	特定非営利活動法人ETIC.		

	助成金
事業費	158,822,550
実行団体への助成	135,000,000
管理的経費	23,822,550
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	14,595,000
資金分配団体用	7,845,000
実行団体用	6,750,000
合計	197,417,550

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	3,874,650	41,824,300	56,599,300	56,524,300	158,822,550
実行団体への助成	0	35,000,000	50,000,000	50,000,000	135,000,000
－					
管理的経費	3,874,650	6,824,300	6,599,300	6,524,300	23,822,550

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,250,000	7,450,000	6,875,000	6,425,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	15,000,000
その他経費	1,750,000	2,950,000	2,375,000	1,925,000	9,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,320,000	3,570,000	7,705,000	14,595,000
資金分配団体用	0	1,320,000	1,570,000	4,955,000	7,845,000
実行団体用		2,000,000	2,000,000	2,750,000	6,750,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	7,124,650	52,594,300	67,044,300	70,654,300	197,417,550

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	6,000,000	96.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

コンソーシアム説明資料

特定非営利活動法人エティック

1. 本コンソーシアムを組成する目的

本コンソーシアムでは30年以上にわたり若者のアントレプレナーシップ教育に取り組むNPO法人ETIC.を幹事団体とし、北海道という地方で実践型創業支援プログラムで起業支援の実績を有するNPO法人北海道エンブリッジを構成団体としたコンソーシアムで事業実施を行う。特に起業活動へのアクセス機会が不足している地方において北海道エンブリッジが有する若者の起業支援プログラムのノウハウと、ETIC.が有する都市部のリソースや起業家・大手企業・投資家等とのネットワークを組み合わせることで、すべての若者が起業という選択肢にアクセスできるための効果的で安定した支援を行うことを目的とする。

なお、NPO法人ETIC.と北海道エンブリッジは2004年以来チャレンジ・コミュニティ・プロジェクトのネットワークを運営しており、一貫して地方における若者の挑戦機会を創出する実績を有する。

2. 幹事団体・構成団体の担当業務

担当事業を以下の通りとする。

(1) 特定非営利活動法人エティック

本コンソーシアム事務局業務、助成金分配に関する業務、伴走支援に関する業務、研修企画に関する業務、評価に関する業務

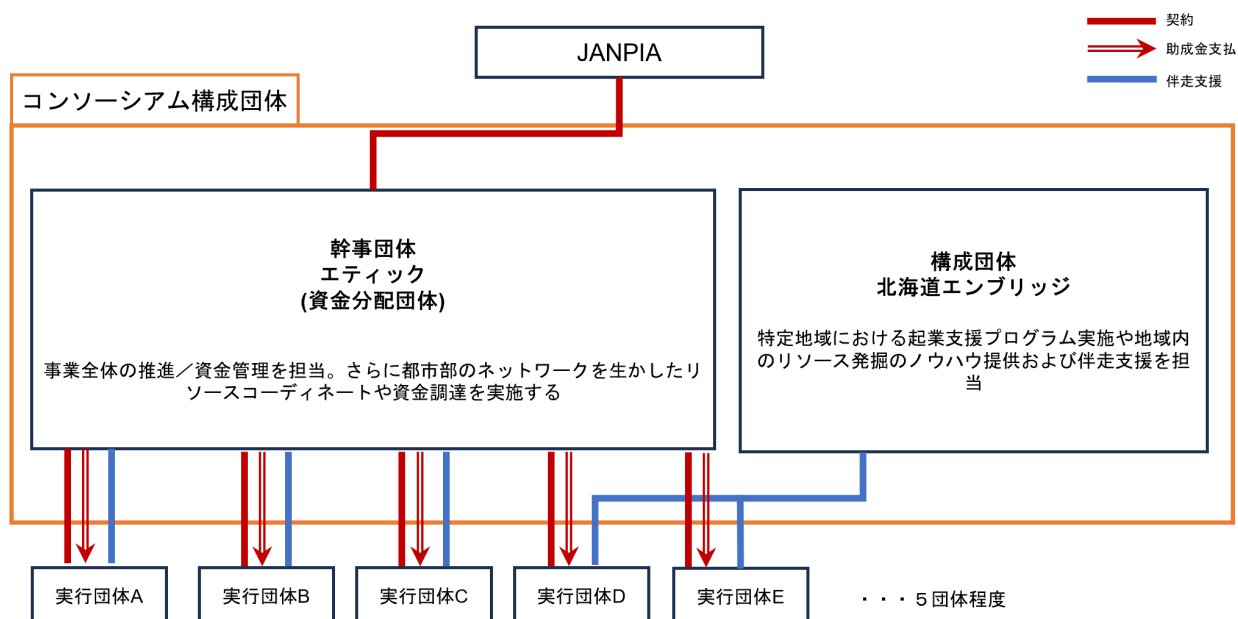
(2) 特定非営利活動法人北海道エンブリッジ

伴走支援に関する業務、研修企画に関する業務、評価に関する業務

3. コンソーシアム体制図

本コンソーシアムはコンソーシアムモデルA（単独型）を活用し、以下のような体制で実施する。

コンソーシアム体制図（幹事団体：特定非営利活動法人エティック）



4. 本コンソーシアム運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、休眠預金等に係る資金分配団体運営業務に関するコンソーシアム協定書第7条4項に基づき、運営委員会について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 運営委員会は、各構成団体からそれぞれ1名以上3名以内で選出された運営委員をもって構成する。

2 運営委員の任期は、2029年3月31日までとする。なお、前任者の任期途中で交代した後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 本コンソーシアムの代表団体は、運営委員の中から、本業務に関する委員長を選出し、その者に本業務に係る指揮監督権を一任する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 1 運営委員会において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 コンソーシアムの構成団体は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求めその意見を聞くことができる。
- 5 遠方に所在する等の理由により現に運営委員会の開催場所に赴くことができない運営委員が当該運営委員会決議に参加するための方策として、テレビ会議や電話会議の方法による会議をすることを原則とする。ただし、対面での開催は妨げない。

(審議事項)

第5条 運営委員会は、本コンソーシアムにおいて実施する業務に係る次の事項を審議する。

- (1) コンソーシアム協定書及び運営委員会規則の変更
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 各構成団体の担当業務並びにその変更
- (5) 各構成団体の担当業務の一部の第三者への委託に関する事項

(6)その他運営に関する重要事項

(審議報告)

第6条 運営委員会は、審議した事項について、議事録を作成し、本コンソーシアムの代表団体及び構成団体に報告をしなければならない。

(回議)

第7条 委員長は、運営委員会がJANPIAの了承を得ることが必要と認めた事項については、速やかにその措置をとるものとする。

(運営委員会の事務)

第10条 運営委員会の事務は、代表団体が担当する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、運営委員会の決議を経なければならない。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この規則は、2025年9月1日から施行する。

5. コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

本コンソーシアムにおける出口戦略は本事業で創出した実績をもとに、これまで当団体が培ってきたネットワークを基に企業協賛・個人寄付を募り、継続的な資金調達基盤を構築する。さらに、事業化した起業家への出資を通じて資金支援を行い、事業成長時には次世代への恩送りの仕組みとしてキャピタルゲインが循環するモデルを整備する。地域ごとにこうした取り組みを推進していくためのネットワークとして本コンソーシアムを基盤とした協議会を組成し、各エリアでの取り組みの継続的なブラッシュアップと意見交換を実施することで、持続的な地域での起業支援エコシステムを形成することを目指す。

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人エティック	
郵便番号			150-0011	
都道府県			東京都	
市区町村			渋谷区	
番地等			東1丁目1番36号　キタビルデンス402	
電話番号			050-1743-6743	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://etic.or.jp	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/npoetic/	
			https://twitter.com/ETIC_NPO	
			https://note.com/etic_npo/	
			https://saigaishienfund.etic.or.jp/	
設立年月日			1993/04/01	
法人格取得年月日			2000/03/24	

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コイズミアイコ
	氏名	小泉愛子
	役職	理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	55
常勤職員・従業員数 [人]	34
有給 [人]	34
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	21
有給 [人]	21
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	18
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	18
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	21
申請前年度の助成総額 [円]	46,559,077
助成した事業の実績内容	・子どもの未来のための協働促進助成事業（みてね基金） ・社会を豊かで幸せなものへと進化させていく強い意思を持った学生支援事業（MakersU-18） ・創業期の起業家のための伴走支援事業（社会起業塾）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・東北（岩手・宮城・福島）の食関連事業者の海外進出支援（JPモルガンチェース助成） ・コロナ禍における中小企業支援「外部人材活用促進キャンペーン」を企画・実施（ユース・ビジネス・インターナショナル助成） ・東北ハブ機能構築支援事業（Japan society助成） ・ソーシャルセクターのリーダー成長支援事業（ebay財団助成） ・若手社会起業家向け研修事業（アメリカン・エクスプレス財団）

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人エティック	子どもの未来のための協働促進助成事業～不条理の連鎖を癒し、皆が共に生きる地域エコシステムの共創～
2	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定特定非営利活動法人カタリバ、認定特定非営利活動法人エティック	地域の社会教育コーディネーター育成事業 地方の子どもたちの機会格差を埋める、新しいエコシステムづくり
3	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人エティック	地域の共助力・起動力を高める地域中間支援組織による防災・災害支援事業
4	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択	公益財団法人ほくりくみらい基金	里山里海で多様な担い手がつながる能登の未来づくり事業
5	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定特定非営利活動法人 ReBit	地域におけるLGBTQ支援・啓発の担い手団体の育成 ーすべての人が、「どの地域でも」性のあり方によって取り残されることなく、平等に、ありのままで生きられる社会に向けてー
5					
5					
5					

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人北海道エンブリッジ		
郵便番号	060-0061		
都道府県	北海道		
市区町村	札幌市札幌市中央区		
番地等	南1条西6丁目20番地1		
電話番号	011-676-5338		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://en-bridge.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	http://mocteco.org/	
		https://www.facebook.com/enbridge.org	
		https://www.instagram.com/en_bridgenpo/	
設立年月日	2012/06/14		
法人格取得年月日	2012/06/14		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハマナカ ヒロユキ
	氏名	浜中 裕之
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	8
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
事務局体制の備考	協力団体となる特定非営利活動法人北海道NPOファンドより1名アドバイザーとして参画予定（上記には含まず）

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団 thể正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	6
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	6
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-	
決済責任者 氏名／勤務形態		
通帳管理者 氏名／勤務形態		
経理担当者 氏名／勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2021年度：地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（経済産業省：14,934,800円）地方における実践型インターンシップの展開事業 2021年度：「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業（インターンシップ）委託業務（北海道庁：3,429,800円）エゾシカ認証施設へのインターンシップ事業 2024年度：令和5年度未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金（TOPPAN株式会社：3,000,000円） 2024年度：令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」（一般財団法人大阪労働協会：3,000,000円）

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	高校生・若者が地域環境や経済状況に左右されず起業を選択肢に持てる実践型起業支援ネットワーク構築事業
団体名:	特定非営利活動法人エティック
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条第3項第4号、第24条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条第2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条第4項
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条第2項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条第4項
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条第3項第5号、第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第35条第2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条第3項
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款理事の職務権限に関する規程決裁機関一覧表	第15条第3条(内部理事)
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条～第16条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬等規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬等規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則育児・介護休業規程	第21条、25条第10章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	審査会議に関する規則	第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「役職等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条第3項
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条第2項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条、第5条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程決裁規程決裁機関一覧表	第6条第3条、第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第3章、第4章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第6条～第10条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	決裁規程	第4条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第8条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第17条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条、第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	高校生・若者が地域環境や経済状況に左右されず起業を選択肢に持てる実践型起業支援ネットワーク構築事業*
団体名:	特定非営利活動法人北海道エンブリッジ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第26条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第13条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第26条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	定款	第17条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第17条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第8条、第10条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント規程	第 1 章
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第9条、第10条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第9条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第7条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第9条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第25条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条～第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規定	第12条～第18条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規定	第2章
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第3条、第6条～第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第5条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第14条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第20条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第20条、第21条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第7章

特定非営利活動法人 ETIC. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ETIC. と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人エティックと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自らの意志と行動で社会の課題を解決し新しい価値を生み出す「起業家型リーダー」の育成及び輩出並びに「起業家型リーダー」を育む社会基盤の創造及び整備を行うことを通じて社会全体の変革を創造し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 起業家型リーダー育成事業
- (2) 起業家型リーダーを育む社会基盤創造整備事業
- (3) 職業紹介及び労働者派遣事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨及び活動に賛同し、運営に積極的に参画する意志を有する個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に対して賛同し、協力する意志を有する、個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として、入会しようとするものは、理事が別に定める会員申込書により、理事に申し込むものとする。
- 3 理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事は、前項のものの入会を認めない時は速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 定款に定めることのほか、会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、正会員規定等で別に定める。

(会費)

第8条 この法人の会員になろうとするものは別に定める会費を払い込むものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納し、当法人が正会員資格の継続の意思がないと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3)当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為をしたとき。
 - (4)当法人、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為をしたとき。
 - (5)会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。
 - (6)内外の諸法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第12条 会員資格を喪失した者が既に納入した会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上9名以内
- (2)監事 1名以上3名以内

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任する。監事は総会において選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、各自、この法人を代表する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、

所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、理事会又は総会において後任の役員が選任された場合は、当該理事会又は総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその監事の任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会議決により、監事は総会議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 監事の選任又は解任及び職務
- (6) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 総会は、各出席者の音声や映像が通信回線を通じて即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み(以下、「テレビ会議等」という)によって行うことができる。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事会の議決に基づき、理事が招集する。

- 2 理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1名以上が、記名又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項に基づき、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示を得たことにより、総会の議決があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び役員の報酬
- (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条においても同じ。)
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき
 - (2) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、テレビ会議等によって行うことができる。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事が招集する。

- 2 理事は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名又は署名しなければならない。

(持ち回り議決)

第38条 緊急を要する事項について、理事が全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事が全理事に通知した事項と通知から評決までの経緯、及び各理事の評決結果と付記意見の内容等の記録を持って議事録とする。この議事録には、前項に基づき通知を行った理事 2 名以上が記名又は署名しなければならない。

第7章 評議員及び評議員会

(構成及び選解任)

第39条 この法人に、評議員数名を置くことができる。

- 2 理事は、理事会の議決に基づき、評議員を選任し、又は解任することができる。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねてはならない。

(職務及び運営)

第40条 評議員は、評議員会を構成し、この法人の業務執行の決定に参加する。

- 2 評議員会は、理事の諮問に応じて、この法人の運営課題に関する事項について調査審議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、理事会の議決に基づき、理事が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選によって定める。
- 5 評議員会は、その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができる。

第8章 資産

(資産構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録の記載された資産
- (2) 会員の経費の負担の額
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事が共同で管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事が別に定める。

第9章 会計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に係わる会計の一種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(基金)

第49条 この法人に、基金を設置することができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を

経なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げるもののうち地方公共団体に譲渡するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第58条 この法人に、この法人の経営及び事業を推進するため、事務局を設置する。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費については次の通りとする
 - 正会員(個人会員) 一口 10,000 円以上
 - 賛助会員 個人会員 一口 10,000 円以上
 - 団体会員 一口 50,000 円以上

別表 設立当初の役員

役職名

代表理事	宮城 治男
理事	孫 泰蔵
同	佐藤 真久
監事	松田 修一

附則

この定款は、令和4年9月30日から改定して施行する。

特定非営利活動法人北海道エンブリッジ
定款

令和5年9月1日作成

特定非営利活動法人北海道エンブリッジ 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、不特定多数の市民・団体等に対して、次代を担う起業家型リーダー育成に関する事業を行い、若者により積極的に社会参加し地域活性化に貢献できる場を提供することで、北海道地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北海道エンブリッジ と称する。

第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表16号（経済活動の活性化を図る活動。）、17号（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。）、19号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。）に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①プロジェクト型インターンシップの普及・推進。
- ②起業家型人材育成に関する資料の収集及び調査研究。
- ③起業家型人材育成に関する教育普及。
- ④起業家型人材育成に関する助言又は支援・協力。
- ⑤この法人の事業に必要な資料の編集及び刊行。
- ⑥前各号の事業に附帯する事業。

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売。
- ②役務の提供。
- ③会員相互の交流に係る事業。

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体。

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内。
- (2) 監事 1名以上2名以内。
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

第13条（役員の選任）

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。
5. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法

令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

第15条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員の報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
4. 支払い方法は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。
5. 常勤でない理事及び評議員に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

第18条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業・活動計画、事業・活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 理事会として総会に付議する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第22条（開催）

通常総会および理事会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催することとし、理事会において

は通常総会および理事会の開催以降、3ヵ月に1度開催することとする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という。）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 通常総会または臨時総会、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する正会員および理事を除いた上で行う。

第27条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したもののみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所。
- (2) 構成員の総数。
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）。
- (4) 審議事項。
- (5) 議事の経過及び議決の結果。
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 寄附金品。
- (3) 財産から生ずる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

第30条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第31条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第32条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第35条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第36条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項については、札幌市の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第37条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第38条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第1回通常総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2013年3月31日までとする。